

枚方市議会定例会議案書  
(令和5年9月定例会)  
(別冊)

目 次

議案第37号	市長等の給与に関する特別措置条例の制定について	・・・	1
--------	-------------------------	-----	---



議案第 37 号

市長等の給与に関する特別措置条例の制定について

次のとおり市長等の給与に関する特別措置条例を制定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年（2023年）9 月 22 日提出

枚方市長 伏 見 隆

提案理由

- 1 現市長の任期中における市長、副市長等の給料の減額措置を講じるため。
- 2 現市長の退職手当を支給しないこととするため。

枚方市条例第 号

市長等の給与に関する特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長等の給与に関し、市長等の給与に関する条例（昭和60年枚方市条例第14号）及び教育長の給与等に関する条例（昭和60年枚方市条例第15号）並びに市長等の退職手当に関する条例（平成7年枚方市条例第7号）の特別措置を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第2条 市長並びに副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）の給料月額は、市長等の給与に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条の表に定める額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額とする。

区 分	割 合
市 長	100分の70
副 市 長	100分の90
上下水道事業管理者	100分の93
病 院 事 業 管 理 者	100分の93
常 勤 の 監 査 委 員	100分の95

2 教育長の給料は、教育長の給与等に関する条例第2条の規定にかかわらず、同条に定める月額に100分の93を乗じて得た額を月額とする。

(市長の退職手当の不支給)

第3条 市長の退職手当は、市長等の退職手当に関する条例第2条の規定にかかわらず、支給しない。

(期末手当等の額の算定)

第4条 第2条第1項の規定は、市長等の給与に関する条例第3条の規定に基づき市長及び副市長等に支給する期末手当並びに市長等の退職手当に関する条例第2条の規定に基づき副市長等に支給する退職手当の額の算定については、適用しない。

2 第2条第2項の規定は、教育長の給与等に関する条例第3条第1項の規定に基づき教育長に支給する期末手当及び退職手当の額の算定については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日が属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(期末手当の額の特例)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に市長等の給与に関する条例第3条

の規定に基づき支給する市長及び副市長等の期末手当の額は、同条例第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき算出した額から、同条例第2条の規定に基づく令和5年9月23日から施行日の前日までの給料の額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除した額とする。

区 分	割 合
市 長	100分の30
副 市 長	100分の10
上下水道事業管理者	100分の7
病院事業管理者	100分の7
常勤の監査委員	100分の5

- 3 施行日以後最初に教育長の給与等に関する条例第3条第1項の規定に基づき支給する教育長の期末手当の額は、同条第3項の規定によりその例によることとされた市長等の給与に関する条例第5条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき算出した額から、教育長の給与等に関する条例第2条の規定に基づく令和5年9月23日から施行日の前日までの給料の額に100分の7を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除した額とする。

（失効）

- 4 この条例は、この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職した日又は令和9年9月22日のいずれか早い日限り、その効力を失う。